

兵庫県公報

令和元年7月12日 金曜日 第22号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の廃止の届出（同）	4
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	8
○土地区画整理組合の換地処分完了の届出（市街地整備課）	8
公 告	
○寄附者の顕彰（秘書課）	8
警察本部公告	
○入札公告	8

告 示

兵庫県告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
鈴木小児科	芦屋市高浜町7-2-105	平成31年4月1日
芦屋駅前小野内科クリニック	同 市大原町5-22 セルフリッジ芦屋1F	令和元年5月1日
まい眼科クリニック	伊丹市池尻1-27	同
なかじま内科クリニック	同 市昆陽東1-2-7 阪急オアシス伊丹昆陽東2F	同
コスモ薬局大開	豊岡市千代田町9-5	平成31年4月1日
ゆあさ乳腺クリニック	加古川市加古川町寺家町303 ニッケパークタウンクリニックモール加古川2F	令和元年5月1日

なかたにスマイル歯科医院	宝塚市山手台西3-2-34	平成31年4月1日
中倉眼科	川西市栄町25-1 アステ川西3階	令和元年5月1日
調剤薬局ツルハドラッグキセラ川西店	同 市火打1-23-21	同
なかじま脳神経外科クリニック	三田市高次1-2-5	同
くろみ薬局	朝来市和田山町立ノ原23-4	同
あきたけメンタルクリニック	神崎郡福崎町南田原2937-1	同



兵庫県告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
芦屋市訪問看護ステーション	芦屋市精道町8-20	所在地
辻歯科医院	伊丹市中央6-1-9 岡ビル2F	医療機関名称
ヒロタ薬局	西脇市西脇192	所在地
医療法人社団順心会順心会訪問看護ステーション淡路	淡路市大町下66-1	同上

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
土倉産婦人科	洲本市下加茂1-1-37
皮膚科芦屋柿本クリニック	芦屋市浜町3-7
芦屋たいらクリニック	同 市川西町6-19
芦屋市訪問看護ステーション	同 市精道町8-20
有澤眼科	伊丹市池尻1-30
勝山歯科医院	同 市野間北6-4-1
木村眼科医院	加古川市加古川町栗津235
フタツカ薬局加古川西	同 市東神吉町西井ノ口382-3
医療法人社団とくなが小児歯科クリニック	川西市中央町3-3 中央ビル4階
みどり薬局鼓が滝店	同 市鼓が滝1-3-15
いのうえ耳鼻咽喉科クリニック	小野市黒川町1768
上垣医院	朝来市和田山町和田山47

~~~~~

**兵庫県告示第218号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

| 名 称          | 所在地                  | 開設者        | 開設者所在地        | 指定年月日      |
|--------------|----------------------|------------|---------------|------------|
| 逆瀬川訪問歯科クリニック | 宝塚市伊子志1-6-37 アリビオ102 | 医療法人社団 長州会 | 尼崎市長州東通1-9-32 | 令和元年5月15日  |
| 柴山医院         | 養父市大屋町由良261-1        | 柴 山 慎 一    | 養父市大屋町由良261-1 | 平成31年4月22日 |

~~~~~

兵庫県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ARC伊丹	伊丹市船原2-4-29	株式会社あらたか	西宮市甲子園春風町3-27	事業所名称
ARC月見山	宝塚市月見山2-2-39	同 上	同 上	同 上
ハッピー介護センター	伊丹市御願塚8-10	株式会社ハッピーコーポレーション	伊丹市御願塚8-10	所在地
訪問看護ステーションひだか	豊岡市日高町岩中81	松 原 昭 雄	豊岡市戸牧1094	開設者名称
株式会社へるぶさーびす翔	加古川市野口町野口13-1 岡田ビル202B	株式会社へるぶさーびす翔	加古川市野口町野口13-1 岡田ビル202B	所在地
そうごう薬局三田店	三田市けやき台1-10-1	総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神2-14-8	開設者
恵泉マリア訪問看護ステーション	丹波市氷上町大崎202	株式会社ヴィタポート	北海道余市郡余市町豊丘町374-3	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
芦屋市立三条デイサービスセンター	芦屋市三条町39-20	一般社団法人芦屋ハートフル福祉公社	芦屋市精道町8-20
一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社居宅介護支援事業所	芦屋市精道町8-20	同上	同上
芦屋市訪問看護ステーション	同上	同上	同上
一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社訪問介護事業所	同上	同上	同上
芦屋市精道地域包括支援センター	芦屋市呉川町14-9	同上	同上



兵庫県告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

名称	住所	施術所	所在地	指定年月日
小澤 優	大阪府吹田市佐竹台5-9-11	おざわ鍼灸整骨院	宝塚市鶴の荘4-12	令和元年5月8日



兵庫県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止の届出があった指定施術機関

名称	住所	施術所	所在地
永幡 誠	加古川市山手2-14-2-203	訪問マッサージKE i ROW 加古川ステーション	加古川市野口町良野1524 アーク平野A-6
山本 儀雄	加古川市尾上町池田436-8	同上	同上



兵庫県告示第222号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
田岡化学工業株式会社播磨工場
加古郡播磨町宮西2丁目10番6号
工場長 田野宗三
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
田岡化学工業株式会社播磨工場
加古郡播磨町宮西2丁目10番6号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号ニ 静置分離器	33号リ 廃ガス洗浄施設		
能	力	1.1m ³	53m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許 可 後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		な し	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	8	9～11	11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,100	1,100	700	1,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,100	2,100	200	300
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.47	0.5	0.6	0.6

備考 汚水等の一部は外部委託処理するとともに、既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

33号又 湿式集じん施設	
22m ³ /分	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通常	最大
—	—
—	—
—	—
10,000	20,000
—	—
—	—
0.16	0.16

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年7月12日から同年8月2日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第223号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 株式会社ライジング
- 2 代表者氏名 上田有美子
- 3 事務所所在地 西宮市南越木岩町11-11
- 4 免許番号 兵庫県知事(4)第203143号
- 5 免許年月日 平成24年2月6日



兵庫県告示第224号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、高砂市小松原土地区画整理組合から換地処分完了の届出があった。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井戸敏三

組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

- 組合の名称 高砂市小松原土地区画整理組合
- 事務所の所在地 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号（高砂市役所内）
- 設立認可の年月日 平成26年1月9日

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和元年7月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 氏名及び住所
 - 吉村 静穂 淡路市
 - 小野寺 淳子 茨城県稲敷郡阿見町
 - 松本 ヒデオ 滋賀県大津市
 - 田巻 敏昭 大阪市港区
- 2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年7月12日

契約担当者
兵庫県警察本部長 加藤晃久

- 1 調達内容
 - (1) 件名

地域安全総合対策システム賃貸借

(2) 契約期間

令和2年2月1日（土）から令和7年1月31日（金）まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 浅見

電話 (078) 341-7441 内線2273

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年7月12日（金）から同月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和元年8月20日（火）午前10時 兵庫県警察本部6階603会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年8月19日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年8月19日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和元年7月26日（金）までに

提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和元年8月27日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akihisa Kato, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Comprehensive Local Safety Measure Subsystem (leasing contract)

(3) Lease period:

From February 1, 2020 through January 31, 2025

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 July 26, 2019

(6) Deadline for tender:

17:00 August 19, 2019 by mail

10:00 August 20, 2019 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Aki Asami, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273